

消防指令システム更新検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市消防局警防部指令課消防指令センターの消防指令システムの更新に関する諸問題に関し、調査審議を行い、円滑な導入を推進するため、消防指令システム更新検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(調査・検討項目)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を調査・検討する。

- (1) 消防指令システムの更新に関すること。
- (2) 消防指令システムの更新に係る問題点と対応策に関すること。
- (3) その他消防指令システムの更新に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、警防部長をもって充てる。
- 3 副委員長には総務部長及び予防部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる委員をもって充てる。
- 5 委員長は必要に応じて専門知識を有する者をオブザーバとして指名し、その意見を求めることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を統括し、検討委員会を招集してその議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第5条 委員長は、必要に応じて、消防指令システム更新作業部会（以

下「作業部会」という。)を設置することができる。

2 作業部会の構成その他必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、警防部指令課において行うものとする。

(委任)

第7条 委員会の運営その他この要綱の施行に際し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

指令システム更新検討委員会委員名簿

任 務	役 職
委 員 長	警防部長
副委員長	総務部長
副委員長	予防部長
委 員	総務部担当部長 庶務課長事務取扱
委 員	企画担当課長
委 員	人事課長
委 員	施設装備課長
委 員	警防部担当部長 警防課長事務取扱
委 員	警防部担当部長 [特殊災害対策]
委 員	救急課長
委 員	指令課長
委 員	航空隊長
委 員	予防部担当部長 予防課長事務取扱
委 員	査察課長
委 員	危険物課長
委 員	臨港消防署長
委 員	川崎消防署長

委 員	幸消防署長
委 員	中原消防署長
委 員	高津消防署長
委 員	宮前消防署長
委 員	多摩消防署長
委 員	麻生消防署長

事 務 局

指令課	情報係長
指令課	担当係長
指令課	担 当